資本金の額の減少公告

当社は、平成二十五年十月三十一日を効力発生日として、資本金の額を九千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年七月三十一日

掲載頁　一〇七頁（号外第一六七号）

平成二十五年九月二十四日

東京都中央区日本橋二丁目一番一〇号

柳屋ビルディング株式会社

代表取締役　外池　洋隆

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年九月二十四日

石川県金沢市大浦町ル四七番地四

有限会社南商建設

代表取締役　南　馨

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年九月二十四日

岡山市北区昭和町三番一二号

有限会社エムケー・エステート

代表取締役　貝畑　真弓

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し五百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十五年九月二十四日

高知県土佐市甲原三七七番地一

有限会社高知第五運送

代表取締役　佐野　耕良

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年八月二十一日

掲載頁　五十八頁（号外第一八三号）

平成二十五年九月二十四日

福岡市南区大橋二丁目一三番一五号

株式会社総合開発計画コンサルタント

代表取締役　室井　利仁

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十五年十月三十日であり、株主総会の決議は、平成二十五年九月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十五年九月十七日

掲載頁　七十七頁（号外第二〇二号）

平成二十五年九月二十四日

熊本市中央区南千反畑町四番一五―一〇〇一号

株式会社須磨

代表取締役　瀬野　裕一

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月十日を基準日と定め、同日十六時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十月三十一日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月二十四日

福島県いわき市南台三丁目一番地九

鶴見鋼管株式会社

代表取締役　近藤　哲己

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十五年十月九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十五年十一月中旬開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月二十四日

和歌山市紀三井寺八四九番地の三

株式会社サイバーリンクス

代表取締役　村上　恒夫

限定承認公告

本籍東京都中野区本町六丁目五〇番地三、最後の住所東京都中野区上高田三丁目四番九号

被相続人　亡　重松　生一

右被相続人は平成二十四年十二月五日死亡し、その相続人は平成二十五年九月十一日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日

東京都練馬区中村南二丁目七番一一号Ｎガーデン都立家政三〇二号室

限定承認者　重松　康子

限定承認公告

本籍東京都港区西新橋二丁目八番地、最後の住所東京都品川区東品川三丁目一四番五―二九七号

被相続人　亡　小島　絹子

右被相続人は平成二十五年六月一日頃から平成二十五年六月十日頃までの間死亡し、その相続人は平成二十五年九月十三日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月二十四日

東京都目黒区下目黒二丁目二番一四号池田第二ビル二階緑生法律事務所

相続財産管理人鹿志村健治

右代理人弁護士　越田　緑

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五億三千百十万円（ただし、A号優先資本金につき金十万円、B号優先資本金につき金五億三千百万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十五年四月十二日付官報の号外第七十九号九十九頁に掲載されています。

平成二十五年九月二十四日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

Ｒ３プロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

定款変更につき通知公告及び基準日設定につき通知公告

当社は、定款を変更して当社普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。なお、当該定款変更の効力発生日は平成二十五年十月二十五日です。

また、当社は、平成二十五年九月二十日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）における全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する決議に基づき、平成二十五年十月二十四日を基準日と定め、同日最終の株主名簿に記載された株主をもって、平成二十五年十月二十五日を取得日として、その保有する全部取得条項付普通株式を当社が取得し、当該取得と引換えに全部取得条項付普通株式一株につきＡ種種類株式を〇・〇〇〇一二二株の割合で当社が交付する株主と定めましたので公告します。

平成二十五年九月二十四日

神奈川県足柄下郡箱根町仙石原一二四二番地

箱根湖畔開発株式会社

代表取締役　石村　隆生

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一〇	二	終りから八	和歌山県海南市墨江280番地	和歌山県海南市黒江280番地
〃	〃	〃 六	本籍和歌山県海南市墨江516番地	本籍和歌山県海南市黒江516番地
〃	〃	〃 四～三	出生の場所和歌山県海草郡墨江町	出生の場所和歌山県海草郡黒江町

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　九月二十四日付第二〇六号
七月二日付（第一八三回）

六四ページ●同日付政府調達第一七九号四八ページ●
衆会追録四〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、三六〇円）　本号一部　一三六円（本体一二〇円）　（配送料別）